

# ASAHI NEWS

令和5年5月10日  
第158号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL: 03-3700-3331  
FAX: 03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

### 税務・会計

3月決算法人の確定申告：5月31日（法人税、消費税、事業税、住民税）

所得税確定申告の延納届出に係る延納税額の納付：5月31日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

### 経営・経済

5月17日：第1四半期GDP速報値（内閣府）

5月18日：貿易統計発表（財務省）

5月19日：全国消費者物価指数発表（総務省）

5月30日：有効求人倍率発表（厚労省）

5月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）

5月31日：消費動向調査発表（内閣府）



## 「新NISA」

令和5年度の税制改正項目のうち、個人投資家の優遇税制である「NISA」制度についてお知らせいたします。岸田政権が掲げる新しい資本主義の実現に向け進められている「資産所得倍増プラン」。「貯蓄から投資へ」を進める目玉策として、**現行の一般NISAとつみたてNISAが統合され、非課税枠も大幅に拡充したうえで恒久化されました。**



### 改正内容

	現行制度(2023年まで)		新NISA(2024年以降)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税対象	非課税口座内上場株式等の配当及び譲渡益		非課税口座内上場株式等の配当及び譲渡益	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
投資可能期間	～2042年	～2023年	恒久化	
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	
年間非課税枠	40万円	120万円	120万円	240万円
生涯投資枠	800万円	600万円	1800万円(うち成長投資枠1200万円)	
口座の利用	どちらか一方(毎年1回変更可能)		併用可能(1口座で管理)	
投資対象商品	国が定めた基準を満たす投資信託、ETF	投資信託・国内株・外国株	現行つみたてNISAと同様	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等(※)
未成年者向け非課税運用制度	あり(ジュニアNISA、毎年80万円上限で最長5年)		なし(ジュニアNISAは廃止)	

※ ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外

ポイント①	ポイント②	ポイント③
恒久化	投資枠の復活	口座の併用可能
投資可能期間と非課税保有期間が無制限 →恒久化されたことで、一人一人の長期的なライフプランに沿った利用が可能に	生涯投資枠が1800万円に拡充 投資枠は商品売却すればリセットされる →現行では一度売却して利益を確定した投資枠は消滅する仕組み	つみたて投資枠と成長投資枠の二つに変更され、1口座で併用可能 →年間の非課税上限が合計360万円に拡充

### Q & A

Q1.新NISAへの切替には手続きが必要ですか？

A. 特段手続きは必要なく、同じ金融機関に自動的に口座が開設されます。

Q2.現行のNISAで持っている投資分はどうなりますか？

A. 現行制度で投資した分は、新NISAとは別枠で保有が可能で、非課税期間が終了するまで運用を継続できます。

Q3.今、特定口座で持っている投資信託を新NISA口座へ移管はできますか？

A. 移管はできません。新NISA口座内で新規に購入したものに限定されます。

Q4.新NISAでは損が出たとき他の課税口座と相殺することができますか？

A. 現行NISAと同様、他の課税口座とは相殺はできず、その損を確定申告することで繰り越すこともできません。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

## インボイス制度 少額取引と少額値引き等に係る改正点

今年10月からインボイス制度が始まりますが、令和5年度改正では、事務負担を軽減するために一部要件が緩和されています。今回は日々の経理・経費精算などでメリットが大きいと思われる2つの改正点についてご説明します。

### 中小・小規模事業者のみ対象… 1万円未満の仕入れはインボイスの保存が不要に

#### 少額取引のインボイス保存が不要となる中小・小規模事業者とは？

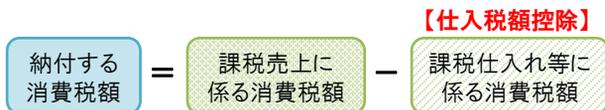
上記の改正は、次の①②いずれかに該当する事業者が対象になります。

- ① 基準期間(2年前)の課税売上高が **1億円以下**
- ② 1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上高が **5,000万円以下**

#### 令和11年9月30日までの6年間の課税仕入れに限り、帳簿に記載すれば仕入税額控除が可能

**インボイス制度開始から6年間だけ**ですが、上記の中小・小規模事業者は、**1万円未満**の課税仕入れは、インボイスの保存がなくても帳簿への記載・保存のみで仕入税額控除が可能となります。

#### 仕入税額控除とは？



**原則は、インボイスがないと仕入税額控除ができません。**  
仕入税額控除が減ると、納付する消費税額が高くなります。



(出典)財務省資料

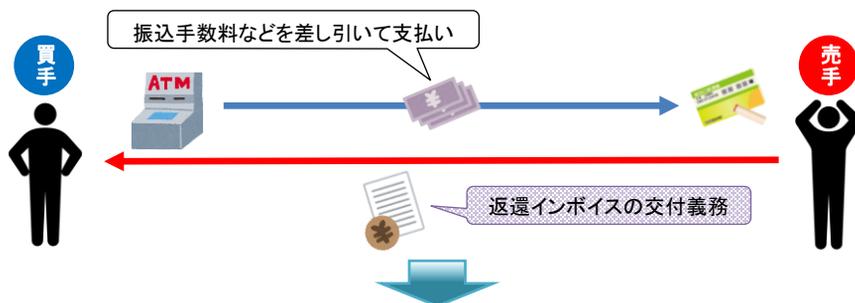
### 全ての事業者対象… 1万円未満の値引き等は返還インボイスの交付が不要に

#### 返還インボイスとは？

インボイス制度では、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額が一致するよう、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)を交付することも義務化されました。

#### 改正により、少額な値引き等(1万円未満)では返還インボイス交付が不要に

**少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付が不要となりました。**これは、例えば決済の際に買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に新たな事務負担となる懸念の声があり、それに配慮した改正がおこなわれたものです。



**値引き額が少額(1万円未満)である場合、返還インボイスの交付が不要に**

(出典)財務省資料に加筆修正